

沿岸広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年3月12日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 碁石海岸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市末崎町字大浜221番68地先から字平林2番9地先まで	新	A 33.8～6.9 m	m 3,611.0
大船渡市末崎町字中森124番1地先から字平林2番9地先まで		B 89.5～7.5	2,330.7
大船渡市末崎町字大浜221番68地先から字平林2番9地先まで	旧	A 33.8～6.9	3,611.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成31年3月12日から同年4月12日まで